

特別養護老人ホーム松惠園 利用料金表

(多床室・1割負担の場合)

①第1段階(生活保護受給者)

(単位:円)

介護度区分	施設サービス費	加算料金							小計 ①	介護処遇改善加算等 (①×1.083%) (①×1.027%) (※2)	保険外分		1日当たりの 利用料(※3)	月額利用料 (30日の場合) (※3)
		日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ(※1)	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	口腔機能維持管理体制加算	栄養マネジメント加算			食費	居住費 (室料・光熱費)		
要介護3	697	36	4	8	13	12	30	14	814	895	300	0	0	0
要介護4	765	36	4	8	13	12	30	14	882	970	300	0	0	0
要介護5	832	36	4	8	13	12	30	14	949	1,044	300	0	0	0

②第2段階(市町村民税非課税で本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等)

介護度区分	施設サービス費	加算料金							小計 ①	介護処遇改善加算等 (①×1.083%) (①×1.027%) (※2)	保険外分		1日当たりの 利用料	月額利用料
		日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	口腔機能維持管理体制加算	栄養マネジメント加算			食費	居住費 (室料・光熱費)		
要介護3	697	36	4	8	13	12	30	14	814	895	390	370	1,655	49,662
要介護4	765	36	4	8	13	12	30	14	882	970	390	370	1,730	51,906
要介護5	832	36	4	8	13	12	30	14	949	1,044	390	370	1,804	54,117

③第3段階(市町村民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等)

介護度区分	施設サービス費	加算料金							小計 ①	介護処遇改善加算等 (①×1.083%) (①×1.027%) (※2)	保険外分		1日当たりの 利用料	月額利用料
		日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	口腔機能維持管理体制加算	栄養マネジメント加算			食費	居住費 (室料・光熱費)		
要介護3	697	36	4	8	13	12	30	14	814	895	650	370	1,915	57,462
要介護4	765	36	4	8	13	12	30	14	882	970	650	370	1,990	59,706
要介護5	832	36	4	8	13	12	30	14	949	1,044	650	370	2,064	61,917

④第4段階(市町村民税課税世帯の方)

介護度区分	施設サービス費	加算料金							小計 ①	介護処遇改善加算等 (①×1.083%) (①×1.027%) (※2)	保険外分		1日当たりの 利用料	月額利用料
		日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	口腔機能維持管理体制加算	栄養マネジメント加算			食費	居住費 (室料・光熱費)		
要介護3	697	36	4	8	13	12	30	14	814	895	1,392	855	3,142	94,272
要介護4	765	36	4	8	13	12	30	14	882	970	1,392	855	3,217	96,516
要介護5	832	36	4	8	13	12	30	14	949	1,044	1,392	855	3,291	98,727

(※1)看護体制加算はその時の看護体制に応じⅠ及びⅡが加算されます。

(※2)2割負担の場合は、(※2)の金額が2倍となります。

(※3)第1段階の方について、基本的には保護費からの給付となりますが、本人支払額に応じた自己負担が発生する場合があります。

加算について、算定要件は下記の通りです。制度改正に伴い、要件が整えば加算を新たに算定することもありますので、ご了承下さい。

日常生活継続支援加算	・ 入所者総数のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上ある場合 ・ 認知症の占める割合が65%以上ある場合 ・ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上ある場合	36 円/日	
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師(正看護師)を1名配置した場合	4 円/日	
看護体制加算(Ⅱ)	常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置	8 円/日	
夜勤職員配置加算	夜勤帯における手厚い職員配置を行い、看護職員又は登録喀痰吸引等の出来る介護職員を配置している場合※看護職員等配置出来ない場合13円	16 円/日	
個別機能訓練加算	同意のもと、個別機能訓練計画書を作成し、計画的に訓練を行った場合	12 円/日	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から若年性認知症患者を受入、本人やその家族の希望を踏まえたサービスの提供を行った場合	120 円/日	
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊した場合、6日を限度として加算	246 円/日	
初期加算	利用者が新規入所された場合及び1ヵ月以上入院されて退院した場合に30日間加算	30 円/日	
栄養マネジメント加算	・ 常勤の管理栄養士を1名以上配置 ・ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、他職種の者が共同して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成している場合 ・ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している場合	14 円/日	
口腔機能維持管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	30 円/月	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6 円/回	
看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	死亡日以前 4～30日	144 円/日
		死亡日前日・ 前々日	780 円/日
		死亡日	1,580 円/日
認知症行動心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適切であると判断した場合	200 円/日	
退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)限度)	460 円/回	
	(2) 退所後訪問相談援助加算(退所後1回限度)	460 円/回	
	(3) 退所時相談援助加算	400 円/回	
	(4) 退所前連携加算	500 円/回	
生活機能向上連携加算	自立支援・重度化防止に資する介護を推進する為、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合	1000 円/月	
排泄支援加算	廃絶障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	1000 円/月	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡予防の為、褥瘡発生と関連が強い項目について、定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理した場合	100 円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス提供により算定した単位数の8.3%に相当する数		

注)その他、入所中の洗濯代、おむつ代、園外活動時の費用、入浴時に使用するアメニティ代等は上記費用に含まれています。

医療費、ヘアカット代、園外活動時の外食代などは実費となります。

入所後に利用者様の個別性に応じて必要となるものに関しては、相談の上、実費費用が発生する場合があります。

加算項目については、制度改定等により変更となる可能性があります。